

# 経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

ゆとりある老後に…



「年金だけでは不十分で不安」  
「自分で積み増しするには？」  
そんな時に!!

## 小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が  
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 制度の特長

本制度は、小規模企業共済法に基づき、国がつくった「経営者の退職金制度」です。

#### 1 全国128万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約128万人が加入しています。(H28.3末現在)

#### 2 掛け金は全額所得控除

掛け金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします。

### 加入できるのは…

常時使用する従業員が20人以下  
(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、  
商業では5人以下)の個人事業主、  
個人事業主の共同経営者、又は  
会社等の役員の方が対象です。

例えば、毎月の掛金を3万円  
とした課税対象所得400万円  
の方の場合は、年間約11万円  
の節税になります。

退職所得控除だと勤続年数  
(共済では契約年数)×40万円  
が非課税になります(20年を  
超える分は年70万円)。

### 他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

国がつくった  
経営者のための  
退職金制度です!

〔すでに本制度に加入されている方は…〕

共済制度の運営機関

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で  
自由に設定できます(500円きざみ)。



## 中小機構 四国

お電話は共済相談室050-5541-7171まで  
受付時間：平日9時～18時

小規模企業共済 検索

[www.smrj.go.jp/skyosai](http://www.smrj.go.jp/skyosai)

お申し込み・お問い合わせは…

## 香川県信用組合の窓口 または得意先担当者までどうぞ

共済キャラクター  
きょうこちゃん

